

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900109 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900033 号

第 1 結論

請求者の A 社 (後に、B 社。) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から昭和 52 年 7 月 23 日まで

当時の給料票や家計簿・源泉徴収票等全て紛失しているが、年金手帳に記載がある A 社の記録により、当該事業所に勤務していたことを思い出した。調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者の記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A 社で勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録により、請求期間の一部を含む、昭和 52 年 4 月 1 日から同年 7 月 24 日までの期間については、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、閉鎖登記簿の謄本によると平成 13 年 2 月 28 日付けで解散し、同年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A 社の元事業主 (以下「元事業主」という。) は、「当時の事業主は死亡しており 18 年前に解散している為当時の資料等残っておらず分かる者もいません。」と回答している上、請求者の請求期間の始期から半年以内に資格取得した被保険者 17 名に照会したところ、回答のあった者 3 名のうち 2 名は請求者を記憶しているものの、請求者の雇用形態及び請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて具体的な回答を得ることはできなかつたことから、請求者の請求期間に係る勤務実態等被保険者資格要件及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。

また、元事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料について控除したかは不明と回答しており、請求者に係る給与の支払及び保険料控除について確認することができない上、請求者の請求期間当時の住所地である C 郡 D 村を合併した E 市は、請求者の請求期間に係る課税資料は保存期限経過のため確認できない旨陳述している。

さらに、請求期間に係る A 社の厚生年金保険被保険者原票の被保険者整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は見当たらない。

なお、請求者の年金手帳のA社に係る記載について、元事業主に対して、当該事業所において記載されたものか否か照会したものの、回答を得られなかったことから記載の経緯について確認することができないほか、同僚に対し、所持する年金手帳にA社に係る記載があるか否かについて照会したが、前述の回答のあった3名のうち2名は当時の年金手帳を所持しておらず、他の1名は年金手帳にA社に係る記載は見当たらない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる当時の給料票や家計簿・源泉徴収票等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。